# 2019年12月11日(水)に開催された第6回理事会(臨時)の概要をお知らせします。

# ●コンプライアンス違反に関わる処分について

コンプライアンス違反に関わる処分について以下の提案が行われ、賛否を諮り承認可決された。

# 【案件1】

# 1. 対象者

役職:長野県高等学校女子バレーボール部元顧問

保有資格:日本スポーツ協会公認コーチ3(バレーボール)

### 2. 確認された事実

## (1) 概要

2019年7月11日、高校女子バレーボール部顧問は、女子バレーボール部の指導を行っていた際、求めるプレーができていないことを理由に女子バレー部員3名(高3生1名・高2生2名) それぞれに対して、「ばかやろう」などの不適切な発言をしながら、女子部員の襟元をつかみ、女子部員の体を扉や壁などに強く押しつける行為を行った。 今年度に入った頃から大声で不適切な言葉を部員に投げかけるなど、行き過ぎた指導が散見されていた。

### (2) 実施された処分

全国高体連は体罰を行った指導者について原則、学校の処分が確定後1年間は高体連主催の大会に出場できないなどとする「体罰根絶全国共通ルール」を定めているが、本件対象者は、既に責任を取って学校を退職し、バレーボールの指導も行っていない為、今回はこのルールは適用されていない。

## (3) 本人からの弁明

日本スポーツ協会より 2019 年 10 月 4 日付けにて弁明の機会を与えたが、期限までに本人からの連絡はなかった。

#### 3. コンプライアンス違反と認定する理由

コンプライアンス規程第6条(禁止事項)、2(1)の「暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動」に該当するため。

# 4. 本件に関する処分案

「日本スポーツ協会公認指導者資格」の「1年間停止」処分とする。

# 【案件 2】

### 1. 対象者

役職:愛知県 スポーツ少年団コーチ

保有資格:日本スポーツ協会公認コーチ1(バレーボール)

## 2. 確認された事実

## (1) 概要

<監督が行った体罰・暴力暴言>

2017年6月24日、小学校体育館での練習中に監督が、選手が指示どおりのプレーができなかったことで、激しい口調で叱責しながら選手に近づき、アッパーカットのように顔面に拳を振り上げた。その際に選手は、1ヶ月未満の傷害を負った。さらに、「何聞いとんじゃ、あほ」と言いながら、選手が持っていたボールを激しく顔に押しつけるようにぶつけた。その後も、手渡されたボールを至近距離から激しく顔面にぶつけた後、さらに激しい口調での叱責を続け、再度顔面にボールを激しくぶつけた。

### <コーチがとった行為>

コーチは、直接暴力・暴言・体罰を行ったという事実はない。

しかし、監督の違反行為のさなか、コート内におり、暴力等を見ていたにもかかわらず、 その行為を制止することもなかった。

#### (2) 実施された処分

#### <監督の処分>

スポーツ少年団より2019年5月27日付けで活動停止(団員の指導、活動場所への一切の立ち入りを禁止する)停止期間(2019年4月10日~2020年4月9日)

### <コーチの処分>

愛知県小学生バレーボール連盟において、口頭による厳重注意、日小連への氏名報告(レベル1)の処分を科した。(2018年11月17日付で処分通知書を発送)

スポーツ少年団より2019年5月27日付けで注意

#### (3) 本人からの弁明

日本スポーツ協会より 2019 年 9 月 12 日付けにて弁明の機会を与えたが、期限までに本人

からの連絡はなかった。

## 3. コンプライアンス違反と認定する理由

コンプライアンス規程第6条 (禁止事項)、1 (3) の「他の JVA 関係者の法令等に違反する行為を沈黙する行為」に該当するため。

## 4. 本件に関する処分案

「日本スポーツ協会公認指導者資格」の「3年間停止」処分とする。

※なお、日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導員資格に関する処分は、JVA 理事会の決議結果を受けたうえで、JSPO が最終の決定をするため、JVA の理事会決議とは異なる処分となる場合がある。

## 【大分県の体罰・暴力事案における進捗報告】

体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策部より、一部メディアで報じられた、大分県小学生のバレーボールチーム監督の体罰問題に関して、保護者による口止めや隠蔽があった案件ついて、現時点までの途中経過報告が行われた。最終的には、JVAコンプライアンス委員会で事実の確認を行い処分案を決定した後、改めて理事会にて説明を行い、審議していただく旨の説明があった。

## ●重要な使用人の選任について

重要な使用人の選任について説明が行われ、賛否を諮り承認可決された。

2019年11月1日で出向元に帰任した千々岩マーケティング前事業開発本部副本部長の後任として、2019年12月16日付で下記のとおりの重要な使用人の選任を提案する。

氏名	新職務	現職務
澤芳彦	マーケティング事業開発本部 副本部長 兼 マーケティング戦略推進部長	マーケティング事業開発本部 マーケティング戦略推進部長

## 【報告事項】

# ●JVA の広報体制について

JVA の広報体制について、下記の通り説明があった。

広報活動の活性化を図るため、広報委員会委員長と広報部長及び業務推進室長間で打ち合わ

せを行い、今後の広報業務に関わる改善策について議論を行った。

今後については、大会毎に広報のプロモーション体制を確立していくことや、広報体制の見 直しなどについても検討を進めることとした。

以上